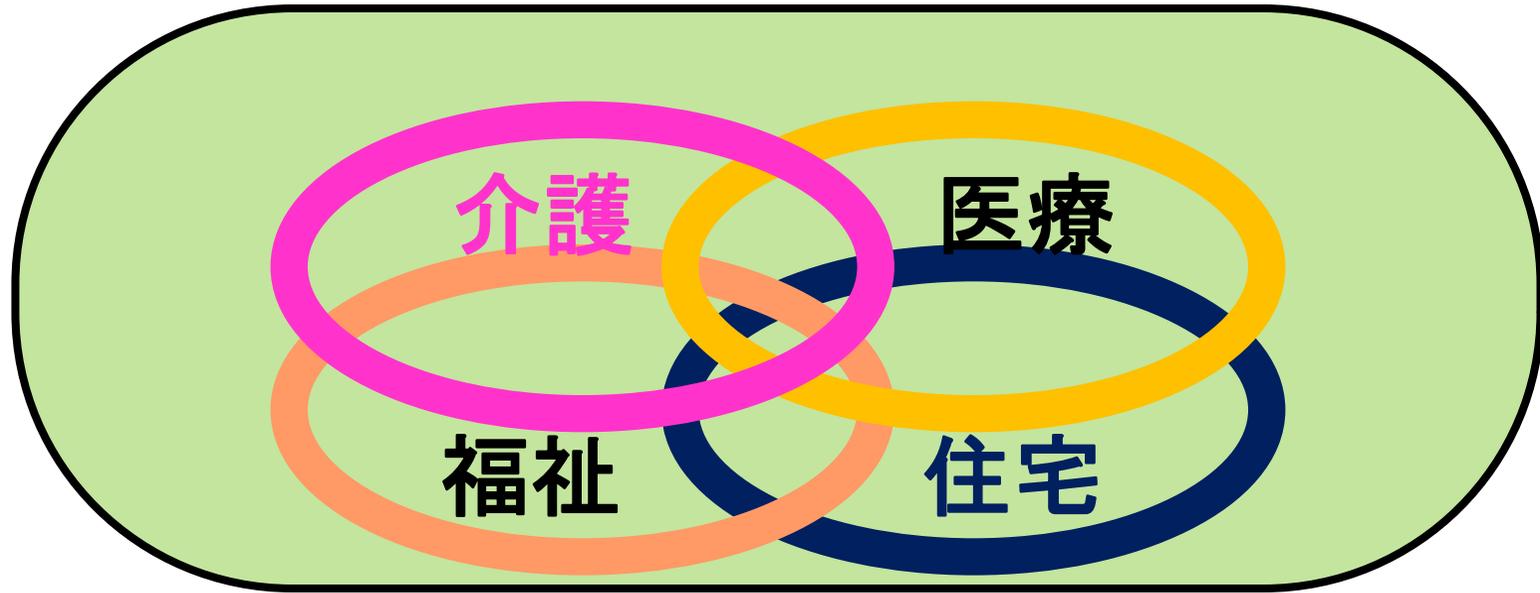


**～今後の施策の方向性～**  
**《地域包括ケアシステムの構築》**

# 地域包括ケアシステム



## 【地域包括ケアの四つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の4つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～④の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

### ①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

### ②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)

・24時間対応の在宅サービスの強化

### ③見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

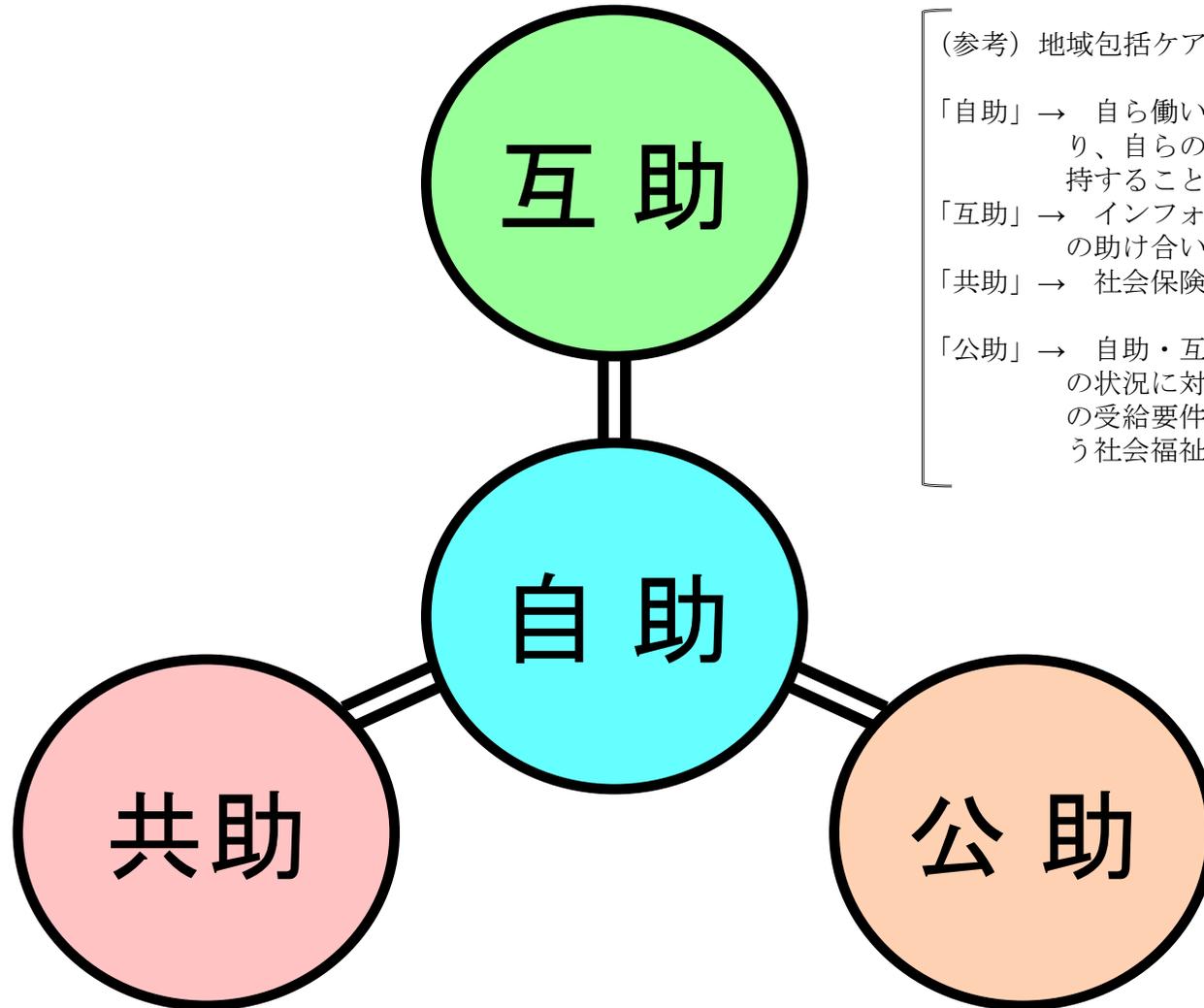
・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進。

### ④高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住宅の整備(国交省)

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備

・持ち家のバリアフリー化の推進

# 自助・互助・共助・公助の役割分担により、地域包括ケアを支える



(参考) 地域包括ケア研究会報告書における定義

「自助」→ 自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

「互助」→ インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

「共助」→ 社会保険のような制度化された相互扶助。

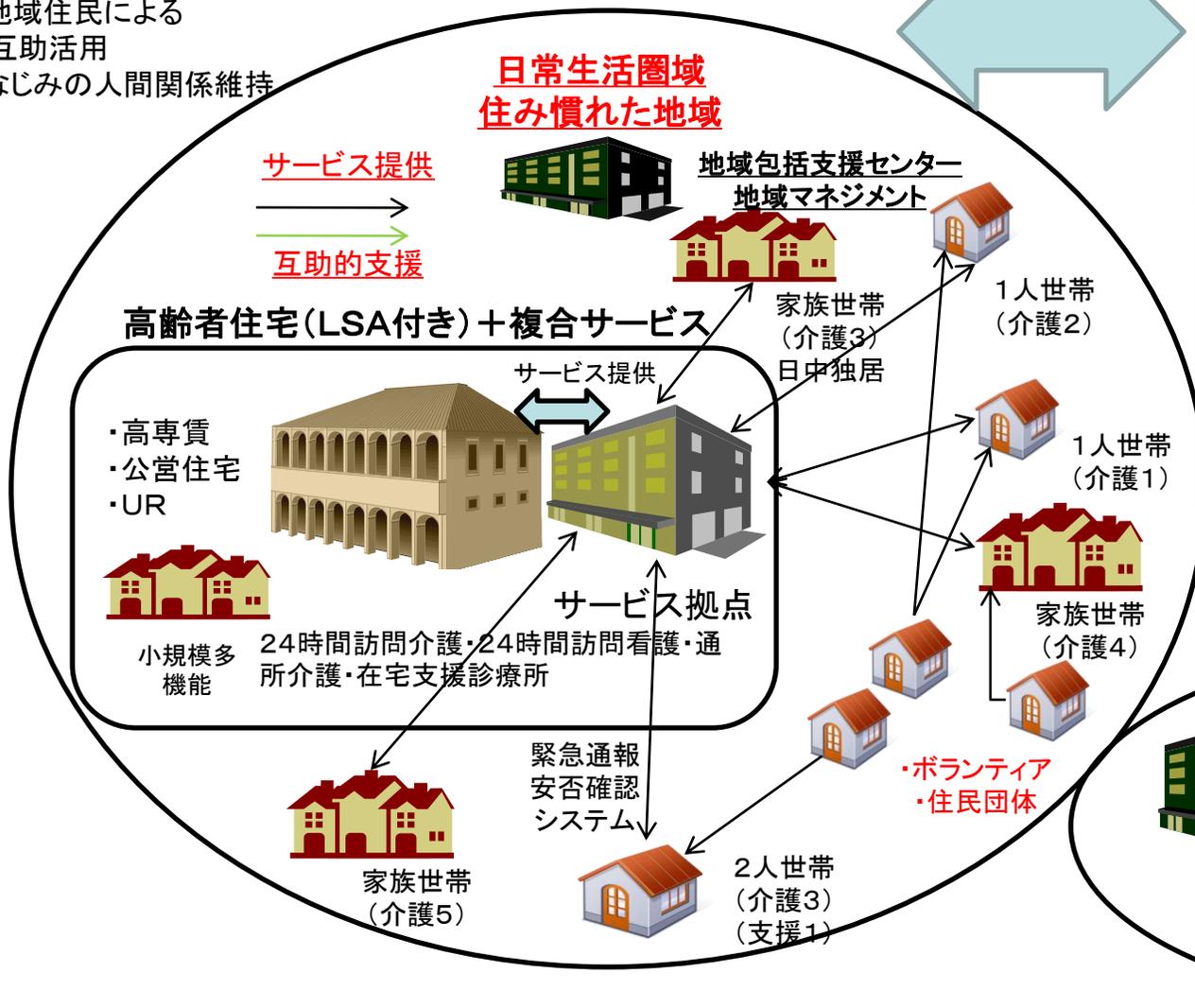
「公助」→ 自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

# これからの地域包括ケア体制の粗いイメージ(案)

整備バランス

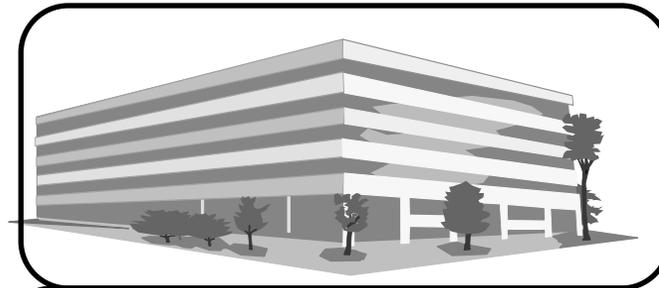
居宅介護の限界点を高める

- ・住まいとケアの分離
- ・地域完結型
- ・地域住民による  
互助活用
- ・なじみの人間関係維持



## 施設介護

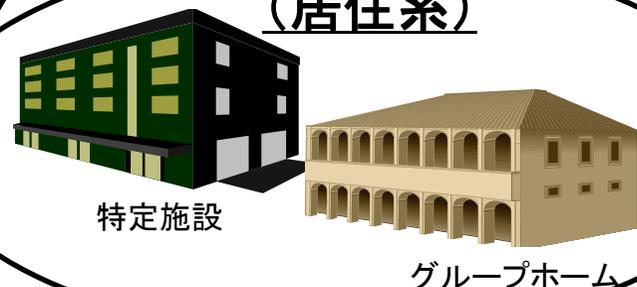
- ・住まいとケアがパッケージ
- ・内部完結型
- ・24時間安心のケア(重度対応)



## 介護老人福祉施設等

- ・24時間ケアの提供
- 介護・入浴・食事提供・ベッドコール
- ・生活支援 等
- ・専門職の配置
- ・バリアフリー空間の提供

## (居住系)



※施設において提供される各種生活支援サービスは地域においても不可欠。介護サービスに加えて見守り・配食・安否確認ITシステム・地域送迎等をシステム化して、地域包括ケア体制へ。

# 高齢者居住安定確保計画の概要

～高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいの整備に向けて～

高齢者居住安定確保計画は、老人福祉計画・介護保険事業支援計画と調和を図りつつ、住生活基本計画を踏まえ、高齢者住宅に係る施策を具体的に計画します。住生活基本計画(H18からの10年計画)、老人福祉計画等(H21からの3年計画)を踏まえ、**モデル的な計画期間を6年**とします。

## 住生活基本計画

住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画

- ①住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標・施策
- ②住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

目標

1. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承
2. 良好な居住環境の形成
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

※目標4.のうち高齢者の住宅の部分について具体的に計画

## 高齢者居住安定確保計画

住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、高齢者の居住の安定の確保に関する目標を定め、施策を推進

- ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
  - イ. 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進
  - ロ. 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
  - ハ. 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進
- ニ. 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進
- ホ. 高齢者居宅生活支援体制の確保

- ②その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

## 老人福祉計画※

老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画

- ①老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標・措置
- ②老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

## 介護保険事業支援計画※

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画

- ①介護給付等サービスの量の見込み
- ②介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項

※両計画は一体として策定

(事業計画) 地域住宅計画  
(実現手段) 地域住宅交付金

連携

(事業計画) 公的介護施設等の市町村整備計画  
(実現手段) 地域介護・福祉空間整備等交付金  
介護保険制度

# ケア付き高齢者住宅のイメージ

高専賃

高優賃

入居者の  
サービス利用



地域住民の  
サービス利用

地域住民の  
サービス利用

# 安心住空間創出プロジェクト

## 概要

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。

### 団地再編の実施イメージ

住戸内及び屋外空間のバリアフリー化（一部住戸は介護対応型に改修）

介護対応住戸や高齢者向け賃貸住宅、グループホーム等への住み替え支援

民間事業者等によるグループホーム、小規模多機能施設等の設置

デイサービスセンター、診療所、訪問看護・介護事業所、子育て支援、NPOLレストラン、交流施設等の出店

民間事業者等による高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設置

住棟集約で生じた空地等の活用

見守り

緊急通報オペレーションセンター

タクシー会社等

医療

介護

食事

子育て

交流

再編後

現状

公共交通機関や福祉施設等との間の移動経路のバリアフリー化（スロープ、屋外EVの設置等）

団地外の者のサービス利用（通所・訪問）

「介護施策の充実についてであります。私どもは、やはり介護が必ずしも今まで手当てが十分でなかったと、旧政権における介護の施策が極めて不十分であったと認識をしております。したがって、介護を必要とする高齢者の方々がこれからどんどん増加が見込まれるという状況の中で、介護職員の処遇改善の交付金、これを活用した介護職員の処遇改善をまず図ってまいります。

さらには、施設サービスや在宅サービスの拠点整備を推進をしてまいります。

こういったことによって介護人材をしっかりと確保してまいらなければなりませんし、また介護を行う拠点の整備も拡充をしてまいらなければならないと思います。

介護や医療など様々な生活を支援するサービスを連携させることによって、高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいることもお約束をいたします。」

# 地域包括ケア体制に向けた今後の政策課題

- 在宅サービスの充実・強化(24時間対応、予防・リハの強化や医療との連携促進など)
- 共助(保険制度)の機能強化とともに地域の実情にあった互助サービス(見守りなどの生活支援)の推進
- 高齢者住居と在宅サービス拠点の一体的整備促進(国交省住宅政策との連携)
- 施設の機能の明確化、資源の有効活用、個別ケアの推進、居住環境の改善
- 介護保険事業計画に基づく介護基盤の計画的整備(的確なニーズ把握と住まい、在宅医療、認知症支援などの視点を踏まえた計画づくり)
- 良質な介護人材の安定的確保とサービスの質の評価